

『豊中市在住・在勤の喫煙者に対する禁煙支援事業』 民間資金を活用した成果連動型業務委託 仕様書

1. 事業の目的・概要

本事業は、喫煙や受動喫煙による疾病を予防し、市民の健康寿命の延伸を図るため、豊中市在住・在勤の喫煙者、特に子育て世代で自発的禁煙が困難である層に対する禁煙の開始と継続を目的とし、禁煙への動機付けおよび希望者に対する禁煙支援を行うものである。

2. 実施方法

本事業は、成果連動型業務委託として実施する。委託料は、7.に記載した条件に従って支払うものとする。

3. 履行期間

契約締結日から平成34年（2022年）3月31日まで

4. 事業対象者

豊中市在住・在勤の喫煙者を対象者とする。特に子育て世代で自発的禁煙が困難であるものを重点的な対象者とする。

5. 委託内容

豊中市在住・在勤の喫煙者に対して禁煙支援事業への参加を促し、参加者に対して禁煙支援を行い、禁煙を継続させること。

上記の委託内容の詳細については、以下の記載事項によるものとする。

- ・ 参加者の募集や禁煙支援事業の具体的な方法は、事業者の提案による。
- ・ 禁煙の継続を客観的に確認する具体的な方法は、事業者の提案による。
- ・ 外部からの資金調達は、豊中市在住・在勤者からも行える仕組みを考えること。
- ・ 子育て世代で自発的禁煙が困難であるものを重点的な対象者としており、それら対象へ効果的にアプローチできると考えられる提案については、審査においてより評価する。
- ・ 禁煙支援の手法について、施策の有効性や効率性が高まると考えられる提案については審査においてより評価する。
- ・ 禁煙支援への参加者の確保と参加者の禁煙の継続以外の波及的な効果（市民の禁煙意識の醸成、未成年者の喫煙の予防、等）につながる提案については、審査においてより評価する。
- ・ 禁煙の継続を確認する方法について、より客観性の高い提案については、審査においてより評価する。
- ・ 禁煙継続の確認における未回答率の低減や、禁煙継続確認の信頼性が高まると考えられる提案については、審査においてより評価する。

6. 成果指標および成果の確認

(1) 成果指標：

- ・ 禁煙継続者数を基本とする。
- ・ 具体的な成果指標は事業者の提案による。

(2) 評価方法：

禁煙支援参加登録者のうち禁煙継続者数にかかる受託者が収集する実測値に基づき、豊中市が評価を行う。

7. 委託料の支払方法

委託料は、6.の成果指標の成果に応じて支払う。

指標1名当たりの支払金額については、事業者の提案による。ただし、総支払額は募集要項記載の委託料を上限とする。

提案書には、成果指標について目標値（総支払額達成時の成果指標の値）を示すとともに、その目標値を達成した場合に期待される便益（医療費適正化効果等）を明示すること。

8. 実施体制

提案書には、連携するパートナー（本事業の実施にあたり外部から資金調達を行う場合は、資金提供者候補を含む）を含めた実施体制図を示すこと。

9. その他

(1) 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57条）及び豊中市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(2) 受託者の義務

受託者は作業を円滑に進めるために、委託担当者と密接な連絡を取り、その連絡事項を記録し、協議の際相互に確認するものとする。また、受託者は委託者から業務の進捗状況について報告を要求されたときは、速やかに報告すること。

(3) その他

本仕様書に記載のない事項が発生した場合は、両者の協議により決定する。

本業務の履行のために必要な資料は貸与するが、本業務完了後速やかに豊中市に返却すること。

個別データは完全削除処分とすること。データ等の取り扱いにあたってはセキュリティ対策の措置を講じること。業務の進捗状況は、適宜報告を行うこと。